

## 今回の手続きについて

平成 30 年 3 月 6 日  
司法書士 川寄一夫

### 1 家族と財産

田中父男様から見て

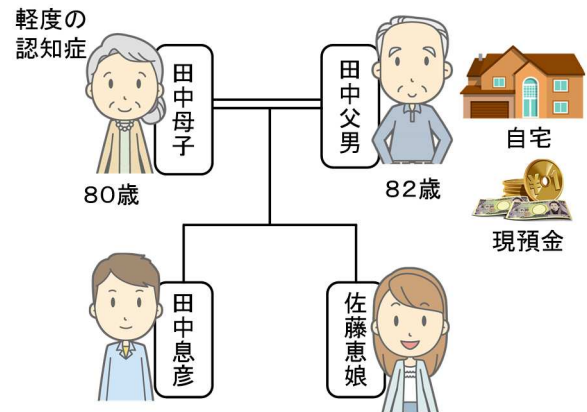
妻: 田中母子 様 (軽度の認知症)

長女: 佐藤恵娘 様

長男: 田中息彦 様

田中父男 様の財産として

- ・ 自宅土地建物 (固定資産評価額〇〇万円)  
父男様と母子様の 2 人暮らし
- ・ 現預金 金〇〇〇万円



### 2 ご希望や不安なこと

- ・ 父男様と母子様が施設に入るなりして、空き家になったら、自宅は売却したい。
- ・ 父男様と母子様が自宅に住める間は自宅に住み続けたい。
- ・ 母子様は軽度の認知症であるが、現状、施設に入るまでにはいたっていない。
- ・ 自宅は、母子様 ⇒ 子供たち と相続させたい。  
ただし、父男様と母子様のお二人が亡くなった後は、自宅は売却して、残ったお金は二人で平等に分けて欲しい。

### 3 このまま行くとどうなるか

#### (1) 父男様が施設に入った後

おそらく父男様は認知症など、判断力が低下していると思われます。

#### 父男様の判断力が低下していると

- ・ 自宅が空き家になったとしても売却はできません。
- ・ 現金の出し入れもできなくなります。

#### (2) 父男様が亡くなった後

遺言等で、母子様に家の名義を移せますが、認知症などで母子様の判断力が低下している場合、同じ問題が生じます。つまり、

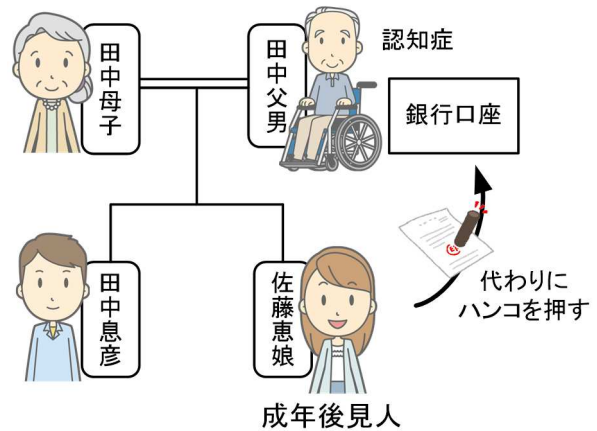
- ・ 自宅が空き家になったとしても売却はできません。

- ・ 現金の出し入れもできなくなります。

#### 4 これまでの制度での対応方法

##### (1) 成年後見人をつける

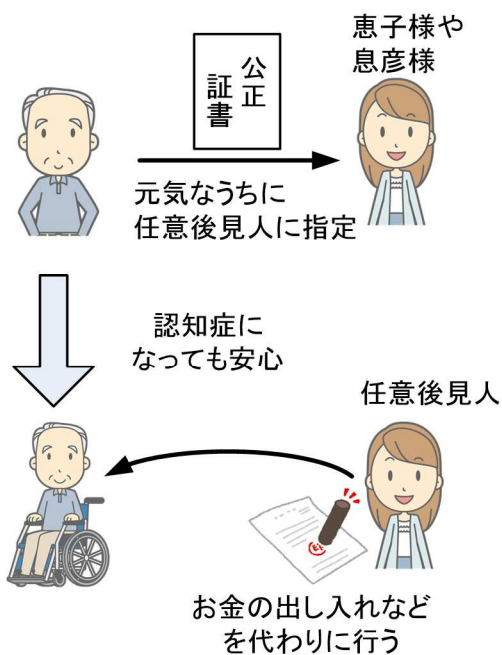
成年後見人とは、認知症などで判断力がなくなった人のために、代わりに事務手続きや法律手続きができる様にする人をつける制度です。簡単に言うと成年後見人はハンコを押す人です。



- ・ 7割が弁護士や司法書士など、専門家が成年後見人に選ばれています。つまり、今まで会ったことがない人がお金や自宅の管理を一手に行う可能性が高いです。
- ・ 自宅の売却は、家庭裁判所の許可を得ればできますが、通常、この許可は出されな
- ・ 現金の出し入れは可能になります。医療費や施設費など、自分のために使うことは可能ですが、家族の生活費やお孫さんの教育費やお小遣いなど、家族のために使うことが難しくなります。

##### (2) 任意後見人をつける

任意後見人とは、自分が判断力がなくなったときに備えて、事前に後見人(代わりにハンコを押す人)を決めておく制度です。元気なうちに準備をしておく必要があります。(認知症になってからはできないです)



##### 良い点

- ・ 自分の家族を後見人に決めておくことができます。

##### 悪い点

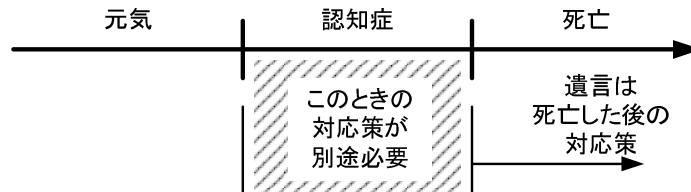
- ・ 弁護士や司法書士等が、監督人として選任されます。
- ・ 自宅の売却は、この弁護士や司法書士の監督人と協議が必要です。ですから、協議次第では、売却ができないかもしれません。

**任意後見人は、自分で選任できる**

(3)遺言では  
良い点

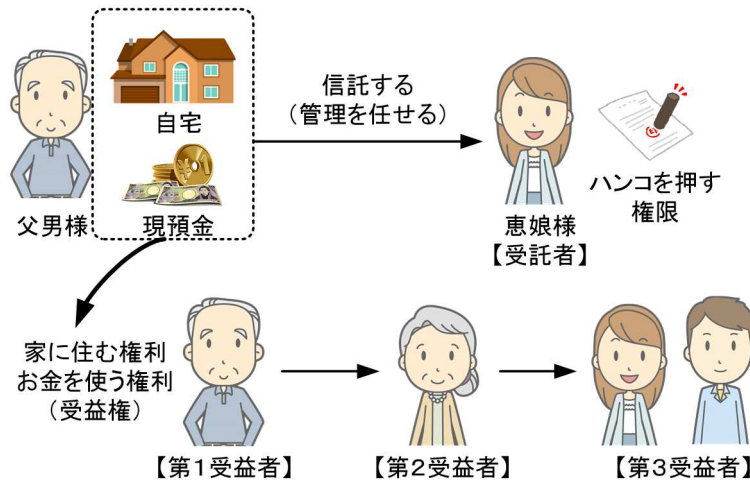
- 父男様が亡くなった後、母子様に財産を引き継がせることができる。

悪い点



- 父男様が認知症になったときの対策は別途必要 (特に施設に入って家を売却したい場合)

5 家族信託による解決方法



- ご自宅と現預金(金額は自由に決められます)を恵娘様に信託します。
- 父男様や母子様はこれまでどおり、自宅に住み続けることができます。
- 自宅と現預金は恵娘様が管理できるようになります。つまり
  - ⇒ 自宅が空き家になったら、恵娘様で売買の手続きを行えます。
  - ⇒ お金も家族やお孫さんのために使うことが可能です。
  - ⇒ 信託した自宅やお金の管理のために成年後見人や任意後見人は不要です。
- 最終的に父男様と母子様が亡くなられたら、信託が終了します。  
自宅を売却したお金や、信託したお金で残っているものは、お子様2人に平等に分けることとなります(そのように設定可能です)。

家族信託なら、  
安心が作れます！

